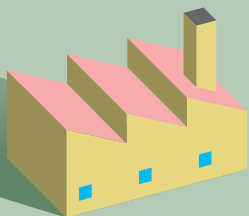




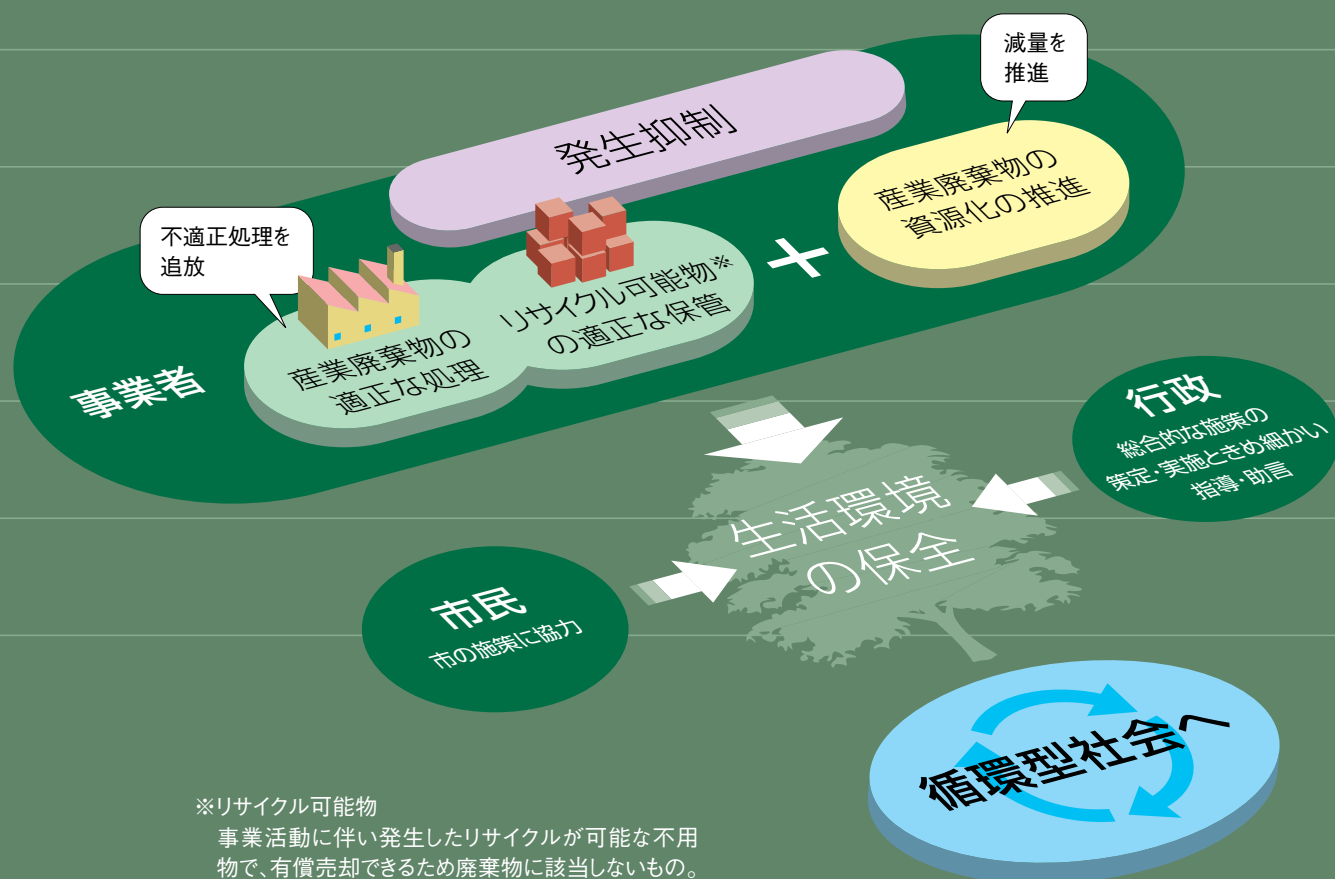
名古屋市 産業廃棄物条例の あらまし



「名古屋市産業廃棄物等の適正な処理
及び資源化の促進に関する条例」を
平成16年7月から施行します。



循環型社会の形成に向けて



名古屋市は、産業廃棄物等の適正な処理の確保及び資源化の促進のために必要な事項を定めることにより、循環型社会の形成に寄与するとともに、市民の健康で快適な生活を営むことができる良好な環境の保全を図るため、新たに条例を制定し、平成16年7月から施行します。

「環境首都なごや」をめざして、
市民・事業者・行政による“協働”にご協力ください。



この条例では、次の方を対象に規定しています。
主な内容は次のとおりです。

事業者

- 産業廃棄物の処理を委託する際の確認
- 特別管理産業廃棄物発生事業場の設置の報告等

産業廃棄物処理業者

- 市外産業廃棄物の処分の届出
- 施設の維持管理状況の記録・閲覧、施設の公開

建設工事の受注者

- 大規模建設工事における産業廃棄物処理計画の作成
- 建設汚泥の再生利用における届出及び基準の遵守

処理施設の設置者 (変更を含む)

- 説明会の開催
- 環境保全に関する協議

特定の施設の設置者

- 小規模産業廃棄物焼却施設の設置の届出
- 特定産業廃棄物・特定リサイクル可能物の屋外保管の届出

詳しくは中面で！



市民の皆さまもご協力ください。

名古屋市内に土地を所有、管理、または占有している方

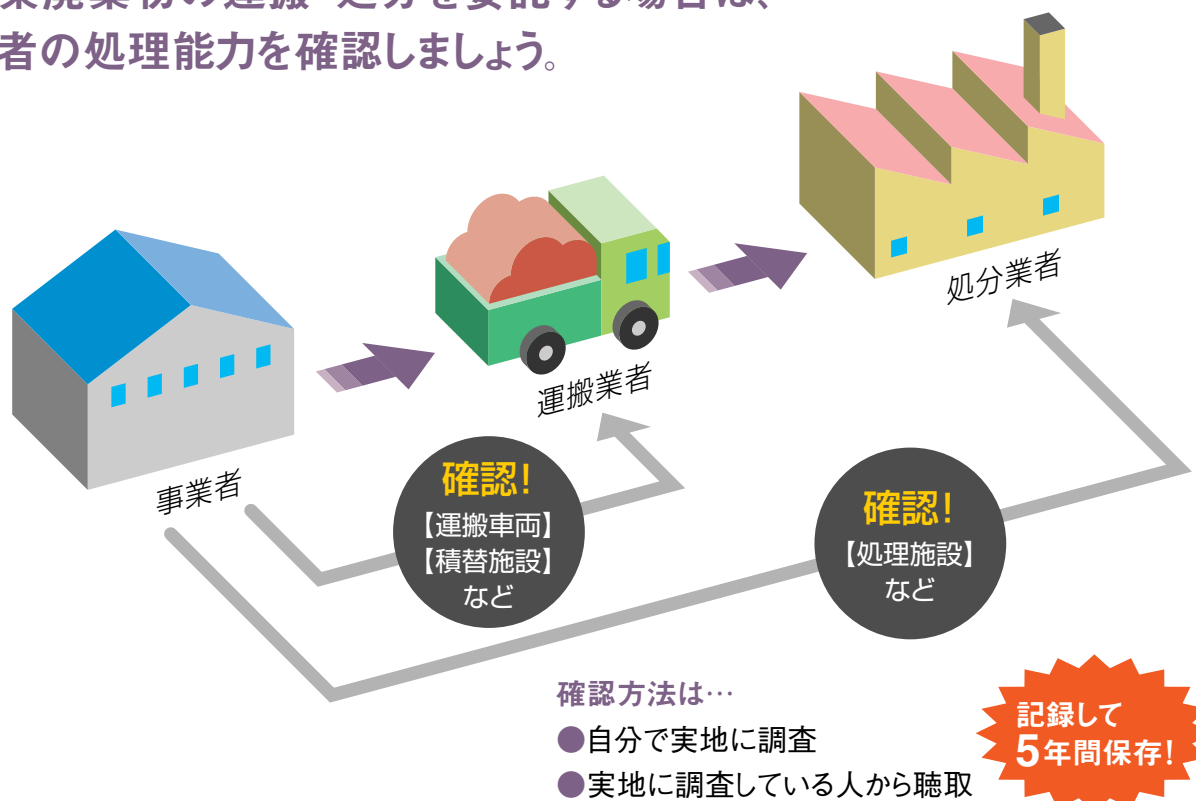
- その土地において、産業廃棄物等の不適正な処理が行なわれないよう、適正な管理に努めてください。
- その土地において産業廃棄物等の不適正な処理が行われたことを知ったときは、その旨を市長に通報するとともに、生活環境保全上の支障の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めてください。

建設工事を発注する方

- 建設工事で発生した産業廃棄物の適正な処理及び資源化にかかる費用の適正な負担に努めてください。
- 建設工事の受注者と十分な協議を行うなどして、産業廃棄物の適正な処理の確保及び資源化の促進に努めてください。
- 建設工事の受注者に対し、産業廃棄物管理票の提示を求める等により、産業廃棄物が適正に処理されたことの確認に努めてください。

事業者の皆さまへ

産業廃棄物の運搬・処分を委託する場合は、業者の処理能力を確認しましょう。



特別管理産業廃棄物については、発生事業場設置などの報告と処理状況の報告が必要です。



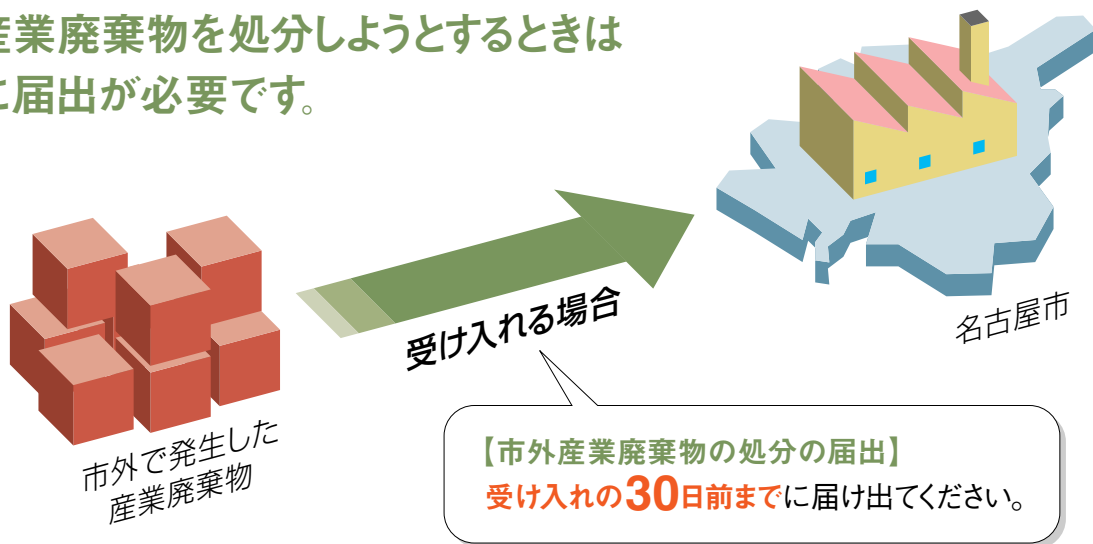
※特別管理産業廃棄物発生事業場を廃止する場合も、すみやかに届け出てください。

毎年6月30日までに
前年度分の報告を!

産業廃棄物処理業者の皆さまへ

処分業者の方は…

市外産業廃棄物を処分しようとするときは
事前に届出が必要です。



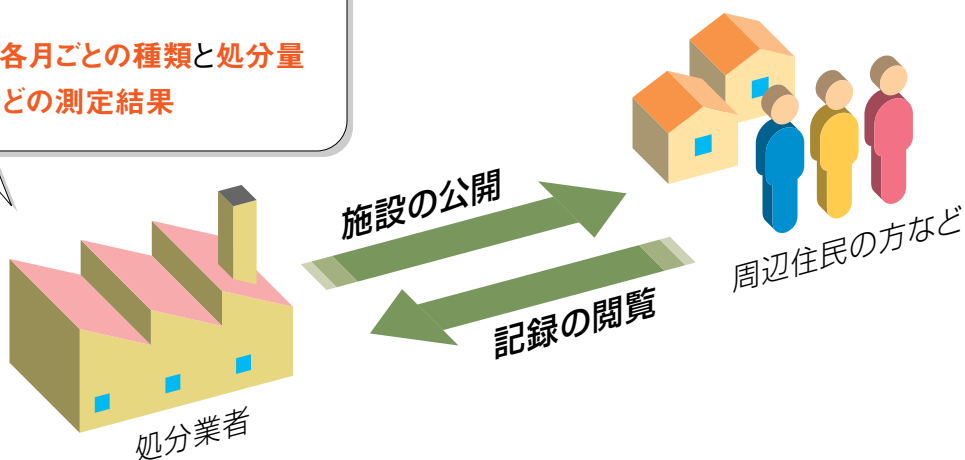
処分業者の方は…

- 維持管理状況を記録し閲覧できるようにしてください。
- 施設の公開に努めてください。

【記録する事項】

- 産業廃棄物の各月ごとの種類と処分量
- 排ガス・排水などの測定結果

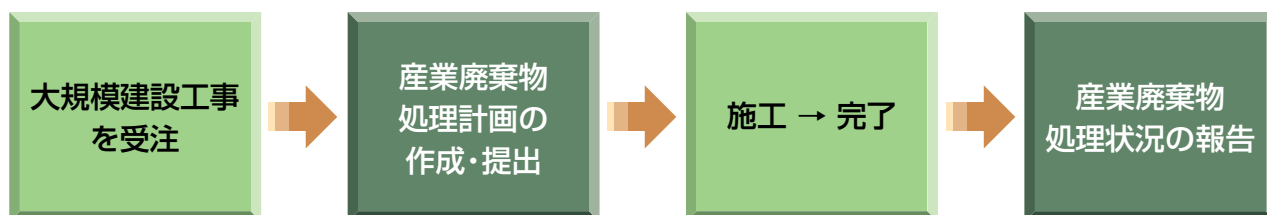
3年間
備え置きを！



建設工事を受注する皆さまへ

大規模建設工事では、産業廃棄物処理計画の届出と処理状況の報告が必要です。

大規模建設工事とは…解体する建築物の床面積合計が1,000㎡以上の工事のことです。



工事着手**7日前**までに提出を!

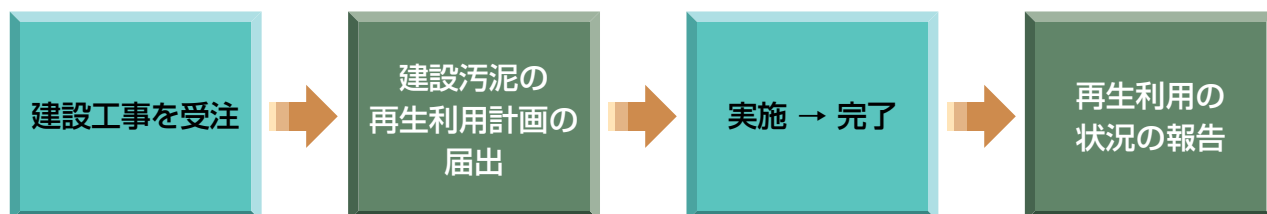
計画の内容
●発生量 ●資源化量
●減量化量 ●最終処分量
の事前予測
●事前予測に基づく減量・処理の方法

産業廃棄物の**最終処分を確認した日から30日以内**に報告を!

建設汚泥を再生利用する場合は…

- 再生利用基準を守り、生活環境の保全に必要な措置を実施してください。
- 再生利用計画の届出と利用状況の報告が必要です。

工事着手**7日前**までに届出を!



再生利用基準を守り、定められた**生活環境の保全に必要なこと**を実施してください。

建設汚泥の再生利用が**完了した日から30日以内**に報告を!

処理施設を設置・変更する皆さまへ

関係地域の住民に対して設置等に係る計画の説明会を開催する必要があります。

次のものを設置または変更する計画がある場合

- 産業廃棄物焼却施設
- 最終処分場
- PCB廃棄物処理施設
- 産業廃棄物処分業に係る焼却施設
- 燃え殻またはばいじんの熔融施設(5t/日以上)

関係地域にしっかり知らせて!

説明会について
事前に届出

説明会を開催

説明会の開催状況を報告

開催日の**14日前まで**に!

- 開催日時
- 場所
- 関係地域の範囲
- 周知方法

生活環境の保全のため、近隣関係者と十分に協議してください。

次のものを設置または変更する場合

- 産業廃棄物処理施設
(産業廃棄物が発生する事業場内で自ら処理するためのものを除きます)
- 産業廃棄物処理業者の業の用に供する処理施設
(積替えまたは保管の用に供する場所を含みます)

近隣関係者との
協議を実施

協議状況を報告

施設に係る申請・届出のときに

近隣関係者とは…規則で定める次の地域の住民です。

① 産業廃棄物処理施設である焼却施設、最終処分場、PCB廃棄物処理施設の場合

施設の所在地である町を含む区域

② ①以外の施設の場合

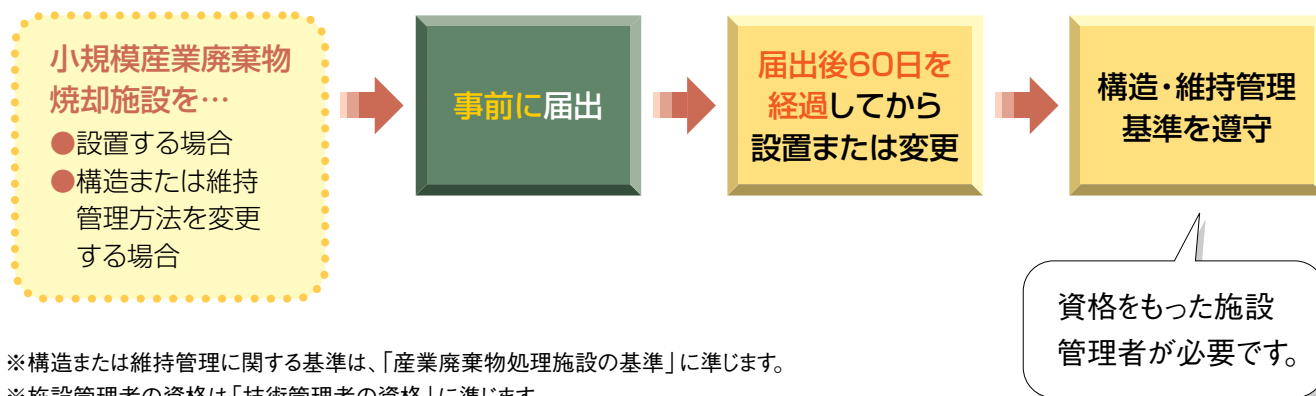
敷地の境界から4m以内の区域※
(施設から50m以上離れている区域を除きます)

※その区域の土地の所有者も住民とみなします。

特定の施設を設置する皆さまへ

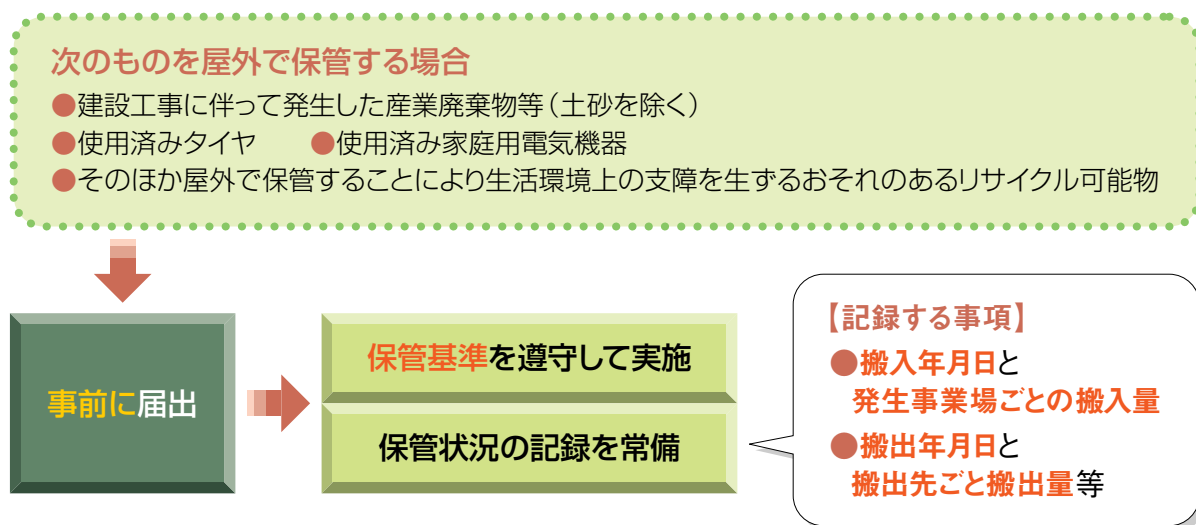
小規模産業廃棄物焼却施設に関しては、事前の届出などが必要です。

区分 (産業廃棄物処理施設を除く)	届出		構造基準 の遵守	維持管理基準 の遵守	施設管理者
	設置	構造または維持管理方法の変更			
処理能力が150～200kg／時または 火格子または火床面積が1.5～2.0m ²	●	●	●	●	●
処理能力が50～150kg／時かつ 火格子または火床面積が0.5～1.5m ²	●	—	—	△ 一部のみ適用	●

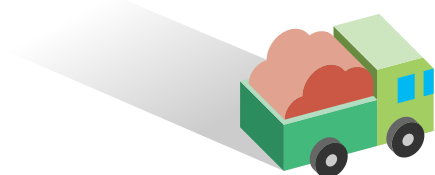


※構造または維持管理に関する基準は、「産業廃棄物処理施設の基準」に準じます。
 ※施設管理者の資格は「技術管理者の資格」に準じます。
 ※届出者の氏名等を変更する場合は、実施した日から30日以内に届け出てください。

特定産業廃棄物・特定リサイクル可能物を100m²以上の場所で保管するには届出が必要です。(産業廃棄物処理業者の場合は届出の必要はありません)



※リサイクル可能物の保管基準は「産業廃棄物の保管基準」に準じます。
 ※届出事項の変更や保管場所の使用を廃止する場合は、実施日から30日以内に届け出てください。



届出先・お問い合わせ先

名古屋市環境局産業廃棄物指導課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

TEL(052)972-2392 FAX(052)972-4132